イ　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限る。）	二〇MHz以下	五〇ミリワット	二五ミリワット	一二・五ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一ミリワット	六・二五ミリワット	三ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下	〇・五ミリワット	一・二五ミリワット	一・五ミリワット
ウ　五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下	二〇MHz以下	五〇ミリワット	二五ミリワット	一二・五ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二五ミリワット	六・二五ミリワット	三ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(3)に規定する場合に限る。）	一二・五ミリワット	一・二五ミリワット	一・五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット	一・二五ミリワット	一・五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット	〇・六二五ミリワット	一・五ミリワット

［リ～ヲ　略］

四　五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

五、九五五MHz以上六、四一五MHz以下の周波数の電波であつて五、九五五MHz又は五、九五五MHzに二〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波

［新設］

イ　五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下	二〇MHz以下	五〇ミリワット	二五ミリワット	一二・五ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二五ミリワット	六・二五ミリワット	三ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(3)に規定する場合に限る。）	一二・五ミリワット	一・二五ミリワット	一・五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット	一・二五ミリワット	一・五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット	〇・六二五ミリワット	一・五ミリワット

［リ～ヲ　同上］